

熊本市分譲マンション耐震化支援事業補助金交付要綱

制定 平成31年 3月29日市長決裁
改正 令和2年4月1日震災住宅支援課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模な地震による倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、分譲マンションの耐震化を行う者に対し、国の社会資本整備総合交付金を活用し交付する熊本市分譲マンション耐震化支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 本要綱に基づく事業をいう。
- (2) 分譲マンション 5以上の区分所有者が存する共同住宅で5以上の人の居住の用に供する専有部分のあるものをいう。
- (3) 共同住宅 複数の住戸を有する一の建築物で、隣接する住戸間又は上下で重なり合う住戸間で内部の行き来ができない建築物のうち、廊下・階段等を各住戸で共有する形式のものであり、かつ、延べ面積の過半が居住の用に供するものをいう。
- (4) 区分所有者 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。
- (5) 管理組合 区分所有法第3条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。
- (6) 耐震化 耐震診断、補強設計、建替え設計若しくは除却設計又は耐震改修、建替え若しくは除却のことをいう。
- (7) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添の規定に基づき建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (8) 補強設計 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添に基づき設計者が行う補強計画（一部の解体を含む。）の作成、設計図書の作成及び工事費の積算を行うことをいう。
- (9) 建替え設計 耐震改修に代えて行う、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。）に基づく新築又は改築の設計を行うことをいう。
- (10) 除却設計 耐震改修に代えて行う、除却の設計を行うことをいう。
- (11) 耐震改修 補強設計に基づき行う工事をいう。
- (12) 建替え 建替え設計に基づき行う従前の分譲マンションの解体工事及び新築工事で、建替え前の分譲マンションが存する敷地で行うものをいう。
- (13) 除却 分譲マンションの全てを解体する工事をいう。
- (14) 耐震判定委員会 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震判定委員会をいう。
- (15) 設計図書 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第6項に規定する設計図書をいう。
- (16) 工事監理 耐震改修又は建替えの監理で建築士法第2条第8項に規定する工事監理をいう。
- (17) 工事監理者 工事監理を行う建築士をいう。
- (18) 補助事業者 補助事業の実施者で補助金の交付の決定通知を受けた者をいう。
- (19) 耐震関係規定 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第3項第1号に規定する耐震関係規定をいう。
- (20) 総会 区分所有法第34条に規定する集会をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象は、予算の範囲内で別表第1から別表第7に定めるとおりとする（消費税を含まない額）。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる区分に応じ、補助金の交付申請を行わなければならないこととする。

- (1) 耐震診断は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて、耐震診断に係る契約を締結する前に、市長に提出しなければならないこととする。
 - ア 事業計画書（別紙1）
 - イ 見積書（三者）の写し（耐震診断、耐震判定委員会の評価及び設計図書の復元等の各経費が分かるもの）
 - ウ 登記事項証明書の写し（建物）
 - エ 総会の議事録等の写し（耐震診断及び補助事業の実施に係る決議がなされたことが分かるもの）又は補助事業の実施に係る同意書（別紙2）
 - オ 付近見取り図、配置図、各階平面図、立面図及び延べ面積の計算書
 - カ 建築確認済証の写し
 - キ 現況写真（外観写真2方向以上）
 - ク 交付決定以降の手続きを委任する場合は、委任状（別紙3）
 - ケ その他市長が必要と認める書類
- (2) 補強設計、建替え設計又は除却設計は、補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる関係書類を添えて、補強設計、建替え設計又は除却設計に係る契約を締結する前に、市長に提出しなければならないこととする。
 - ア 事業計画書（別紙1）
 - イ 見積書（三者）の写し（補強設計及び耐震判定委員会の評価、建替え設計又は除却設計の費用がわかるもの）
 - ウ 総会の議事録等の写し（補強設計、建替え設計又は除却設計及び補助事業の実施に係る決議がなされたことが分かるもの）又は補助事業の実施に係る同意書（別紙2）
 - エ 耐震診断結果報告書の写し
 - オ 前号ウ及びオからクに定める書類
 - カ その他市長が必要と認める書類
- (3) 耐震改修は、補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる関係書類を添えて、耐震改修に係る契約を締結する前に、市長に提出しなければならないこととする。
 - ア 事業計画書（別紙1）
 - イ 見積書（三者）の写し（耐震改修及び工事監理の各費用がわかるもの）
 - ウ 総会の議事録等の写し（耐震改修及び補助事業の実施に係る決議がなされたことが分かるもの）又は補助事業の実施に係る同意書（別紙2）
 - エ 耐震診断結果報告書の写し
 - オ 補強設計の設計図書、耐震判定委員会の評価を証する書類及び耐震診断書の写し（第13条第1項第2号による完了実績報告で提出した書類に変更がある場合。）
 - カ 第1号ウ及びオからクに定める書類
 - キ その他市長が必要と認める書類
- (4) 建替えは、補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる関係書類を添えて、建替えに係る契約を締結する前に、市長に提出しなければならないこととする。
 - ア 事業計画書（別紙1）
 - イ 見積書（三者）の写し（建替え（従前の建築物の除却費がわかるもの）及び工事監理の各費用がわかるもの。）
 - ウ 総会の議事録等の写し（建替え及び補助事業の実施に係る決議がなされたことが分かるもの）又は補助事業の実施に係る同意書（別紙2）
 - エ 耐震診断結果報告書の写し
 - オ 建替え設計の設計図書及び建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築確認済証の写し（第13条第1項第2号による完了実績報告で提出した書類に変更がある場合。）
 - カ 第1号ウ及びオからクに定める書類
 - キ その他市長が必要と認める書類
- (5) 除却は、補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる関係書類を添えて、除却に係る契約を締結する前に、市長に提出しなければならないこととする。
 - ア 事業計画書（別紙1）

イ 見積書（三者）の写し

ウ 総会の議事録等の写し（除却及び補助事業の実施に係る決議がなされたことが分かるもの）又は補助事業の実施に係る同意書（別紙2）

エ 耐震診断結果報告書の写し

オ 付近見取り図、配置図、各階平面図、立面図、断面図（それぞれ除却の部分がわかるもの）

カ 第1号ウ及びカからクに定める書類

キ その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定により提出する関係書類のうち、市長が特に必要がないと認めるものは省略することができることとする。

3 第16条第2項の規定による承認を受けた申請者は、第1項の規定による補助金の交付申請を毎年度行わなければならないこととする。この場合において、各年度の補助金交付申請書（様式第1号、第2号又は第3号）に記載する補助金交付申請額は、同条第1項の規定により提出した申請書に記載の額とする。

（交付決定等）

第5条 前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。この場合において、必要な条件を付することができることとする。

（契約締結及び事業着手）

第6条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた後、補助事業に関する契約を締結し、補助事業に着手するものとする。

（着手届）

第7条 補助事業者又は第16条第2項の承認を受けた申請者は、次の各号に掲げる区分に応じ、契約締結の日から10日以内に着手届（様式第5号）に当該各号に定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならないこととする。

(1) 耐震診断

ア 契約書の写し

イ 工程表

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 補強設計、建替え設計又は除却設計

ア 契約書の写し

イ 工程表

ウ その他市長が必要と認める書類

(3) 耐震改修、建替え又は除却

ア 契約書の写し

イ 工程表

ウ 工事写真撮影計画書、工物品質管理計画書（耐震改修を行う場合）

エ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条による届出が必要な場合にあつては、同条の届出書の写し

オ その他市長が必要と認める書類

（補助事業の遂行等）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、適切に補助事業を遂行しなければならないこととする。

（変更申請）

第9条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更承認申請書（様式第6号）に次に掲げる関係書類を添えて、変更契約を締結する前に、市長に提出し、承認を得なければならないこととする。

(1) 変更の内容のわかる書類

(2) 変更見積書の写し（補助金額の変更を行う場合）

(3) 変更後の工程表（完了期限の変更を行う場合）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を補助金交付決定変更承認（不承

認) 通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。この場合において、必要な条件を付することができることとする。

3 第16条第3項の規定による同条第2項の承認を受けた補助事業者は、第1項の規定による変更申請を行わなければならないこととする。この場合において、補助金交付変更承認申請書(様式第6号)に記載する変更交付申請額は、同条第3項の規定により提出した申請書に記載の額とする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止(廃止)届(様式第8号)により市長に届け出なければならないこととする。

2 前項の規定による届出があった場合において、補助事業を完了することができないと認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができることとする。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関し、市長の要請があったときは、速やかに市長に報告しなければならないこととする。

(中間検査)

第12条 補助事業者は、耐震改修における耐震補強の状況を目視確認できる時期に達したときは、耐震改修工事中間検査申請書(様式第9号)に次に掲げる関係書類を添えて、中間検査予定日の14日前までに市長に提出し、補助事業者及び工事監理者の立会いのもと、市長が行う中間検査を受けなければならないこととする。

- (1) 中間検査を行う箇所及び耐震補強の仕様を示す図面
- (2) 補強設計のとおり施工されていることがわかる工事实施状況写真
- (3) 関係機関との協議記録書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、中間検査申請書を提出する前に、事前に中間検査の実施内容について市長と協議を行わなければならないこととする。

3 中間検査を実施したときは、その結果を耐震改修工事中間検査結果通知書(様式第10号)により補助事業者に通知することとする。

4 中間検査の結果、補強設計のとおり施工されていないと認めた場合は、前項の規定による通知により当該耐震改修工事が適切に行われるように補助事業者に指示するものとする。

5 補助事業者は、前項の規定による指示を受けたときは、その対応について耐震改修工事中間検査指示事項対応報告書(様式第11号)により市長に報告しなければならないこととする。

6 補助事業者が前項の規定による報告を行わないとき、又は報告の内容どおりの対応を行わないときは、補助金の交付決定を取り消すことができることとする。

7 第16条第2項の規定による承認を受けた補助事業者は、第1項の規定による中間検査の申請を毎年度行わなければならないこととする。ただし、耐震改修を行わない年度については、この限りでない。

(完了実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、速やかに完了実績の報告を行わなければならないこととする。

(1) 耐震診断が完了したときは、第5条の規定による補助金交付決定通知書に記載の完了期限までに、完了実績報告書(様式第12号)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならないこととする。

- ア 耐震診断結果報告書(副本一部)
- イ 耐震判定委員会の評価を証する書類の写し
- ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 補強設計、建替え設計又は除却設計が完了したときは、第5条の規定による補助金交付決定通知書(様式第4号)に記載の完了期限までに、完了実績報告書(様式第13号)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならないこととする。

- ア 補強設計の場合、補強設計について耐震判定委員会の評価を証する書類及び耐震診断書の写し
- イ 設計図書
- ウ 建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築確認が必要な場合は、建築確認済証の写し
- エ 見積書の写し(耐震改修、建替え(従前の建築物の除却費がわかるもの)又は除却及び工事監理の各

費用がわかるもの)

オ その他市長が必要と認める書類

(3) 耐震改修、建替え又は除却が完了したときは、第5条の規定による補助金交付決定通知書(様式第4号)に記載の完了期限までに、完了実績報告書(様式第14号)に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならないこととする。

ア 耐震改修の場合、工事写真撮影計画書に基づく工事写真、工物品質管理計画に基づく施工が確認できる書類

イ 建替えの場合、建替え前後の状況が確認できる写真及び建築基準法第7条の規定に基づく検査済証の写し

ウ 除却の場合、除却前後の状況が確認できる写真(地下構造物の除却前後が分かる写真も含む。)

エ その他市長が必要と認める書類

2 第16条第2項の規定による承認を受けた補助事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、完了実績の報告を行わなければならないこととする。

(1) 耐震診断については、第5条の規定による補助金交付決定通知書に記載の完了期限までに、完了実績報告書(年度)(様式第15号)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならないこととする。

ア 耐震診断結果報告書(副本一部)

イ 耐震判定委員会の評価を証する書類の写し(最終年度の完了実績の報告に限る)

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 補強設計、建替え設計又は除却設計については、第5条の規定による補助金交付決定通知書に記載の完了期限までに、完了実績報告書(年度)(様式第16号)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならないこととする。

ア 補強設計の場合、補強設計について耐震判定委員会の評価を証する書類及び耐震診断書の写し

イ 設計図書

ウ 建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築確認が必要な場合は、建築確認済証の写し

エ 見積書の写し(耐震改修又は建替え(従前の建築物の除却費がわかるもの)又は除却及び工事監理の各費用がわかるもの)(最終年度の完了実績の報告に限る)

オ その他市長が必要と認める書類

(3) 耐震改修、建替え又は除却については、第5条の規定による補助金交付決定通知書に記載の完了期限までに、完了実績報告書(年度)(様式第17号)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならないこととする。

ア 耐震改修の場合、工事写真撮影計画書に基づく工事写真、工物品質管理計画に基づく施工が確認できる書類

イ 建替えの場合、建替え前後の状況が確認できる写真及び建築基準法第7条の規定に基づく検査済証の写し(最終年度の完了実績の報告に限る。)

ウ 除却の場合、除却前後の状況が確認できる写真(最終年度の完了実績の報告に限る。)

エ その他市長が必要と認める書類

3 申請者は、第1項及び前項の規定により提出する関係書類のうち、市長が特に必要がないと認めるものは省略することができることとする。

(補助金の額の確定)

第14条 前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第18号)により補助事業者に通知することとする。

2 前条第1項第2号により提出された関係書類の審査の結果、必要と認めるときは、現地確認を行うことができることとする。

(補助金の請求及び交付)

第15条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、前条の規定による額の確定を受けた後に、補助金交付請求書(様式第19号)に補助事業に係る領収書の写しを添えて、前条の補助金額確定通知日の属する会計年度の翌年度の4月末日までに市長に提出しなければならないこととする。

2 前項の請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに補助金を交付することとする。

(全体設計承認)

第16条 申請者は、補助事業の実施期間が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付申請（初年度に補助金の交付が無い場合には、契約の締結）の前に、事業費の総額及び補助事業の完了の予定期日等について、全体設計（変更）承認申請書（様式第20号）を市長に提出することができることとする。

2 全体設計承認申請書を受領し、審査の上適当と認めるときは、当該全体設計を承認し、全体設計（変更）承認通知書（様式第21号）により申請者に通知することとする。

3 前項の規定による承認の通知を受けた申請者は、当該承認の後に同項の申請内容を変更しようとするときは、第9条の規定による変更申請の前に、第1項の申請書を市長に提出しなければならないこととする。

4 第2項の規定は、前項の申請書の提出があった場合について準用する。

5 補助事業者は、第2項の規定による承認を受けた補助事業が完了したときは、全体設計承認通知書に記載の事業期間の完了期日までに、事業完了報告書（様式第22号）を市長に提出しなければならないこととする。

6 第12条の規定は、第2項の規定による承認を受けた耐震改修について準用する。この場合において、同条中「耐震改修における耐震補強の状況」とあるのは「各年度の耐震改修における耐震補強の状況」と読み替えることとする。

（交付決定の取消し）

第17条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。第14条の規定による額の確定を行った後においても同様とする。

(1) 虚偽その他の不正の行為により第5条の規定による交付決定又は第9条第2項の規定による変更承認を受けたとき。

(2) 第16条第2項の規定による全体設計承認を受けた最終年度に、第13条第1項の規定による完了実績報告及び第16条第5項の規定による事業完了報告を行わなかったとき。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 第10条第2項、第12条第6項又は前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第23号）により補助事業者に通知することとする。

（補助金の返還）

第18条 前条第2項の規定による通知の前に、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書（様式第24号）により期限を定めてその返還を命ずることができることとする。

（補助金の経理）

第19条 補助事業者は、補助事業に係る費用についての収支の事実を明確にした根拠書類を整備し、かつ、これらの書類及び補助事業に関する書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後10年間保存しなければならないこととする。

2 補助事業者は、市長が必要と認めるときは、前項の書類を提示しなければならないこととする。

（完了後の報告等）

第20条 補助事業完了後において、補助の目的を達成するため必要があるときは、補助事業に係る分譲マンションについて調査し、又は補助事業者に対して報告を求め、若しくは協力を要請することができる。この場合において、補助事業者は、これに誠実に対応しなければならないこととする。

（代理受領）

第21条 申請者は、代理受領により補助金の交付を受けようとするときは、代理受領委任状（様式第25号）を市長に提出しなければならない。

（代理受領の変更）

第22条 補助事業者は、代理受領の内容を変更するときは、速やかに代理受領変更届（様式第26号）を市長に提出しなければならない。

（規定の準用）

第23条 第21条又は前条の申請があった場合、次に掲げる事項については、第15条、第18条及び19条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「補助事業者」とあるのは「代理受領者」と読み替え、「補助金交付請求書」とあるのは「代理受領補助金交付請求書（様式第27号）」と読み替える。

(1) 補助金の請求及び交付

(2) 補助金の返還

(3) 補助金の経理

(雑則)

第24条 補助金の交付は、予算の範囲内で行うこととする。

2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条）

補助事業名	耐震診断
補助事業の対象となる者	耐震診断及び補助事業の実施について総会で決議がなされた管理組合、区分所有者全員の同意を受けた者又はこれと同等と市長が認める者
補助事業の対象となる分譲マンション （補助対象建築物）	次に掲げる要件を全て満たす分譲マンション 1 熊本市内に所在するもの 2 昭和56年5月31日以前に着工したもの 3 耐火建築物又は準耐火建築物であるもの 4 延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの 5 耐震診断について耐震判定委員会の評価を受けるもの 6 原則として、建築基準法に係る違反がないもの 7 過去に本要綱又は他の要綱等の補助金等の交付を受けて耐震診断を実施したことがないもの
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	耐震診断、耐震判定委員会の評価及び設計図書の復元等に要する実際の費用で、次の各号に掲げる額の合計（3千円の倍数となるよう端数を切り捨てた額とし、375万円を超えるときは、375万円）を限度とする。 1 次に掲げる区分で算出した額 （1）床面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内 （2）床面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内 （3）床面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内 2 耐震判定委員会の評価及び設計図書の復元等に要する費用（消費税を除き、1棟当たり157万円を限度とする。）
補助率	3分の2以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（消費税を含まない額）

別表第2（第3条）

補助事業名	補強設計
補助事業の対象となる者	補強設計及び補助事業の実施について総会で決議がなされた管理組合、区分所有者全員の同意を受けた者又はこれと同等と市長が認める者
補助事業の対象となる分譲マンション （補助対象建築物）	次に掲げる要件を全て満たす分譲マンション 1 熊本市内に所在する建築物 2 昭和56年5月31日以前に着工したもの 3 耐火建築物又は準耐火建築物であるもの 4 延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの 5 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 6 補強設計について耐震判定委員会の評価を受けるもの 7 原則として、建築基準法に係る違反がないもの 8 過去に本要綱又は他の要綱等の補助金等の交付を受けて補強設計を実施したことがないもの
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	従前の建築物の延べ床面積に50,200円を乗じて得た額（以下、「耐震改修相当額」という。）に別表第8に定める建築設計料率を乗じて得た額と補強設計及び耐震判定委員会の評価に要する実際の費用とを比較して、いずれか低い額（3千円の倍数となるよう端数を切り捨てた額とし、300万円を超えるときは、300万円）とする。
補助率	3分の2以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（消費税を含まない額）

別表第3（第3条）

補助事業名	建替え設計
補助事業の対象となる者	建替え設計及び補助事業の実施について総会で決議がなされた管理組合、区分所有者全員の同意を受けた者又はこれと同等と市長が認める者
補助事業の対象となる分譲マンション （補助対象建築物）	次に掲げる要件を全て満たす分譲マンション 1 熊本市内に所在する建築物 2 昭和56年5月31日以前に着工したもの 3 耐火建築物又は準耐火建築物であるもの 4 延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの 5 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 6 原則として、建築基準法に係る違反がないもの 7 過去に本要綱又は他の要綱等の補助金等の交付を受けて建替え設計を実施したことがないもの
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	耐震改修相当額に別表第8に定める建築設計料率を乗じて得た額と、建替え設計に要する実際の費用とを比較して、いずれか低い額（3千円の倍数となるよう端数を切り捨てた額とし、300万円を超えるときは、300万円）とする。
補助率	3分の2以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（消費税を含まない額）

別表第4（第3条）

補助事業名	除却設計
補助事業の対象となる者	除却設計及び補助事業の実施について総会で決議がなされた管理組合、区分所有者全員の同意を受けた者又はこれと同等と市長が認める者
補助事業の対象となる分譲マンション （補助対象建築物）	次に掲げる要件を全て満たす分譲マンション <ol style="list-style-type: none"> 1 熊本市内に所在する建築物 2 昭和56年5月31日以前に着工したもの 3 耐火建築物又は準耐火建築物であるもの 4 延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの 5 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 6 原則として、建築基準法に係る違反がないもの 7 過去に本要綱又は他の要綱等の補助金等の交付を受けて除却設計を実施したことがないもの
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	除却設計に要する実際の費用（3千円の倍数となるよう端数を切り捨てた額とし、300万円を超えるときは、300万円）とする。
補助率	3分の2以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（消費税を含まない額）

別表第5（第3条）

補助事業名	耐震改修
補助事業の対象となる者	耐震改修及び補助事業の実施について総会で決議がなされた管理組合、区分所有者全員の同意を受けた者又はこれと同等と市長が認める者
補助事業の対象となる分譲マンション （補助対象建築物）	次に掲げる要件を全て満たす分譲マンション <ol style="list-style-type: none"> 1 熊本市内に所在する建築物 2 昭和56年5月31日以前に着工したもの 3 耐火建築物又は準耐火建築物であるもの 4 延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの 5 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 6 原則として、建築基準法に係る違反がないもの 7 過去に本要綱又は他の要綱等の補助金等の交付を受けて耐震改修を実施したことがないもの
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	延べ床面積に50,200円（免震工法等の特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認めるものについて通常よりも高い耐震性を確保する場合は83,800円）を乗じて得た額と、耐震改修に要する実際の費用（工事監理費を含む。）とを比較して、いずれか低い額（7,500万円を越えるときは、7,500万円）とする。
補助率	3分の1以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（消費税を含まない額）

別表第6（第3条）

補助事業名	建替え
補助事業の対象となる者	建替え及び補助事業の実施について総会で決議がなされた管理組合、区分所有者全員の同意を受けた者又はこれと同等と市長が認める者
補助事業の対象となる分譲マンション （補助対象建築物）	次に掲げる要件を全て満たす分譲マンション 1 熊本市内に所在する建築物 2 昭和56年5月31日以前に着工したもの 3 耐火建築物又は準耐火建築物であるもの 4 延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの 5 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 6 建替え後の建築物を分譲マンションとするもの 7 原則として、建築基準法に係る違反がないもの 8 過去に本要綱又は他の要綱等の補助金等の交付を受けて建替えを実施したことがないもの
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	耐震改修相当額と、建替え工事に要する実際の費用（工事監理費及び従前の建築物の解体工事に要する費用を含む。）とを比較して、いずれか低い額（7,500万円を越えるときは、7,500万円）とする。
補助率	3分の1以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（消費税を含まない額）

別表第7（第3条）

補助事業名	除却
補助事業の対象となる者	除却及び補助事業の実施について総会で決議がなされた管理組合、区分所有者全員の同意を受けた者又はこれと同等と市長が認める者
補助事業の対象となる分譲マンション （補助対象建築物）	次に掲げる要件を全て満たす分譲マンション 1 熊本市内に所在する建築物 2 昭和56年5月31日以前に着工したもの 3 耐火建築物又は準耐火建築物であるもの 4 延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの 5 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 6 原則として、建築基準法に係る違反がないもの 7 過去に本要綱又は他の要綱等の補助金等の交付を受けて除却を実施したことがないもの
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	耐震改修相当額と、除却に要する実際の費用とを比較して、いずれか低い額（7,500万円を越えるときは、7,500万円）とする。
補助率	3分の1以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（消費税を含まない額）

別表第8

耐震改修相当額 (単位：百万円)	100	500	1,000	2,000	3,000	5,000	10,000	25,000
建築設計料率 (単位%)	11.11	7.34	6.16	5.18	4.66	4.11	3.44	2.74

(注) 耐震改修相当額の間区分については、直線的補完により料率を定めること。この場合における料率の端数は、小数点第3位以下を切り捨てること。